

# 予防接種のご案内

市では、お子さんの健康状態に合わせて予防接種を受けることができるように、個別接種を行っています。予防接種を受ける際は、各医療機関へ事前に電話で予約や確認をし、お子さんの体調が良いときに受けましょう。実施医療機関は、個別通知のときに同封している書類や市ホームページでご確認ください。  
※本市に住民登録のある人が定期予防接種の対象者です。



☎健康保険課感染症対策係 ☎2243 (市役所6階)

<p><b>【乳幼児の予防接種】</b></p> <p>出生や転入の届出があった翌月に次の2つを郵送します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■冊子「予防接種と子どもの健康」冊子をよく読み、予防接種の必要性や副反応を正しく理解して接種しましょう。</li> <li>■乳幼児期に受ける予防接種の予診票予診票は、お子さんの健康状態を把握するための大切な書類です。保護者が責任を持って記入してください。</li> </ul> <p>※医療機関にも備え付けています。</p>	<p><b>【日本脳炎予防接種の特例】</b></p> <p>平成17~21年度の間で積極的な接種の呼び掛けを差し控えたことにより、予防接種が終わっていない下記の特例対象の人は、定められた期間に未接種分を定期接種として無料で受けられます。</p> <p><b>【特例対象者】</b></p> <p>平成19年4月1日以前に生まれた20歳未満の人(20歳以上の人は対象外です)</p>	<p><b>【子宮頸がん予防接種】</b></p> <p>積極的な接種の呼び掛けを差し控えたことによって、接種機会を逃した人(平成9~19年度生まれ)を対象に、令和7年3月までの間、無料で接種を行います。</p> <p>また、定期接種の機会を逃した平成9~16年度生まれの人で、令和4年3月31日までに自費で予防接種を受けた人は、助成を行っていますので、上記にお問い合わせください。</p>
---	---	---

**【予防接種を受けるときの注意】**

- ・接種回数や間隔の間違い等を防ぐため、必ず「母子健康手帳」の予防接種記録を医療機関で見せて受けてください。(定められた回数以上に予防接種を受けた場合は、接種料金は個人負担となります)
- ・里帰り出産等で、県外の医療機関で予防接種を受ける場合は、個別の手続きが必要となりますので、接種を受ける前に健康保険課にご連絡ください。

# 高齢者肺炎球菌ワクチンを受けましょう



☎健康保険課感染症対策係 ☎2243 (市役所6階)

肺炎球菌ワクチンの定期接種の経過措置は、令和5年度をもって終了となりました。それに伴い対象者が下記のとおり変更となります。接種を希望する人はかかりつけ医と相談し、必ず事前に予約をしてから接種してください。実施医療機関はお知らせ通知の裏面をご参照ください。詳細は上記又は各医療機関にお問い合わせください。

これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象外です

- |   |   |
|---|---|
| <p>▶対象者</p> <p>①65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日を迎える前日までの人(満65歳の人)</p> <p>※誕生日の翌月に予診票を送付します。</p> <p>②60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人(身体障害者障害程度等級表1級相当)</p> <p>※該当する人は医療機関又は上記にお問い合わせください。</p> <p>▶接種期間 ~令和7年3月31日(月)</p> <p>▶持参するもの</p> <p>①個別通知に同封した予診票</p> <p>②本人確認できるもの(健康保険証など)</p> <p>③各証明書等・身体障害者手帳など(該当者のみ)</p> <p>※県外の医療機関で受ける場合は、事前に個別の手続きが必要です。上記に事前にお問い合わせください。</p> | <p>▶自己負担額 2,430円</p> <p>※現時点の自己負担額となりますので、今後変更となる場合があります。</p> <p>※次の人は、接種時に下記のいずれか1つの証明書を医療機関に提示すると無料です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護を受けている人<br/>生活保護受給証明書(社会福祉課で取得) / 診療依頼証</li> <li>・市県民税非課税世帯の人<br/>非課税証明書(税務課、各振興局等で取得) / 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 / 介護保険負担限度額認定証</li> </ul> <p>※当該年度の市県民税が確定するまでの期間は、前年度の課税状況となります。</p> |
|---|---|

# 住宅・工作物等に関する補助

☎①~④建築住宅課指導審査係 ☎2226 (市役所5階) ☎⑤建築住宅課住宅係 ☎2218 (市役所5階)

下記内容に対して補助金支給等の支援を行っています。予算に限りがありますので、早めの相談・申請をお願いします。

**①木造住宅の耐震診断・耐震改修補助** 申込期限 ▶▶ 12月13日(金)

木造住宅の耐震診断及び耐震改修の補助の受付を開始します。令和6年1月に発生した能登半島地震でも、旧耐震基準の木造住宅の被害が多数発生しています。地震による住宅の倒壊から生命と財産を守るために、建物の耐震化を検討してみませんか。

- 耐震診断
  - ▶補助額 建物区分に応じて7万5,000円~11万円
  - ※原則、所有者の負担は5,500円。
  - ※建物の形状、年数によっては、別途費用がかかります。
- 耐震改修
  - ▶補助額 対象経費の3分の2又は5分の3
  - ※限度額100~120万円。
  - ※建物区分や改修方法によって、限度額が異なります。

- 【共通事項】
- ▶補助対象  
旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工されたもの)の木造一戸建て住宅(店舗等の部分が延べ面積の2分の1未満の併用住宅を含む)

①~④の詳細はこちら

**②リフォーム支援事業** 申込期限 ▶▶ 12月13日(金)

次の各世帯を対象に、リフォーム工事の補助の受付を開始します。  
★：子どもが3人以上いる世帯(多子世帯)は、最大10万円が加算されます(別途要件有り)。

<p>★子育て支援型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶世帯要件 所得合計が600万円未満で18歳未満の子どもがいる世帯</li> <li>▶工事要件 子どものための改修工事(子ども部屋・浴室・トイレ等)</li> <li>▶補助額 対象経費の10分の2</li> <li>※限度額40万円。</li> </ul>	<p>★三世帯同居支援型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶世帯要件 18歳未満の子どものいる三世帯が暮らす世帯(予定含む)</li> <li>▶工事要件 玄関・トイレ・浴室・キッチンを増設又は改修する工事</li> <li>▶補助額 対象経費の10分の5</li> <li>※限度額75万円。</li> </ul>	<p>高齢者バリアフリー型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶世帯要件 所得合計が350万円未満で65歳以上の高齢者がいる世帯</li> <li>▶工事要件 高齢者のための改修工事(寝室・浴室・トイレ等)</li> <li>▶補助額 対象経費の10分の2</li> <li>※限度額30万円。</li> </ul>
--	---	--

**③吹付けアスベスト分析調査に対する補助**

- 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物を対象とした、分析調査に対する補助を行います。
- ▶補助額 分析調査費用の全部又は一部(限度額25万円)
- ▶申込期限 12月13日(金)

**④危険なブロック塀等の除却に対する補助**

- ▶補助対象 次の全てに該当するブロック塀等
  - ・通学路に面しているもの
  - ・高さが1m以上あるもの
  - ・著しいひび割れや傾きがあり、危険な状態にあるもの
- ▶補助額 補助対象のブロック塀等の除却に要する経費の2分の1(限度額10万円)
- ※事前に上記にお問い合わせください(要事前調査)。
- ▶申込期限 12月13日(金)

**⑤がけ地近接等危険住宅移転事業**

- がけ地の崩壊等で被災するおそれがある危険住宅の移転を促進しています。対象の住宅には危険住宅の除却に要する経費及び代替住宅の建設・購入に要する経費を金融機関などから借り入れた際の利子に対して補助金を交付する制度があります。申込期限後は次年度の相談を受け付けます。
- ▶補助内容  
【危険住宅の除却等に要する経費】
- ・補助限度額  
木造：3万1,000円/m<sup>2</sup> 非木造：4万4,000円/m<sup>2</sup>
- ・申込期限 12月13日(金)
- 【危険住宅からの引っ越し等に要する経費】
- ・補助限度額 97万5,000円
- ・申込期限 12月13日(金)
- 【危険住宅に代わる住宅の建設等のための借入金利子相当額】
- ・補助限度額 421万円
- ・申込期限 8月30日(金)

